

第10章 事後調査

1. 事後調査内容

事後調査については、予測の不確実性の程度が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等に行うこととしました。事後調査を実施する項目は、表 10-1.1 に示すとおりです。

表 10-1.1(1) 事後調査内容

環境要素	調査項目	行うこととした理由	実施主体	調査手法			環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針
				調査方法	調査時期	地域・地点	
水質 (水の濁り)	海域の水質(SS)状況の把握	予測時と異なる気象条件となる可能性があり、予測結果に不確実性があるため	事業者	採水による水質調査(SS)	SSの発生量が最大となる護岸工事の時期	現況調査地点を基本とする8地点程度	調査時期に著しくSSが増加した場合には、対応策を検討します。
地形・地質	干潟の状況の把握	設定した来襲波の予測が難しいことから予測結果に不確実性があるため	事業者	現地踏査、空中写真撮影、または深淺測量	供用後の海域の状況が安定した時期	対象事業実施区域及び築城基地周辺の干潟の範囲	干潟の状況が著しく変化した場合には、対応策を検討します。

表 10-1.1(2) 事後調査内容

環境要素	調査項目	行うこととした理由	実施主体	調査手法			環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針
				調査方法	調査時期	地域・地点	
植物 (水生植物) 動物 (水生生物) 生態系	供用後の滑走路周辺における移植対象種(アマモ)の生育状況	築城基地周辺の海域で3~4株しか見つからなかったこと、いずれの株の生育状況は0~1株/m ² 程度であったことから、移植後の生育に不確実性があると考えられるため	事業者	目視による移植対象種(アマモ)の生育状況の確認	供用後の海域の状況が安定した時期	滑走路周辺の海域	供用後の滑走路周辺の海域において、移植対象種(アマモ)の生育状況が著しく変化した場合には、その時点の状況に応じ、対応を検討します。
	補償した海藻等の生育場における再生状況及び補償した海藻等の生育場における水生生物の生息状況	海藻等の生育場の補償の効果に係る知見が不十分であり、不確実性があるため	事業者	(水生植物) 目視等による海藻等の再生、定着状況の確認 (水生生物) 目視等による水生生物の生息状況の確認	供用後の海域の状況が安定した時期	海藻等の生育場の補償箇所	海藻等の補償が進まない場合には、その時点の状況に応じ、工法の改善や新たな手法による補償を検討します。
	供用後の滑走路周辺における移植対象種の生息状況	水生生物の移植に係る知見が不十分であり、不確実性があるため	事業者	採取等による水生生物の生息状況の確認	供用後の海域の状況が安定した時期	滑走路周辺の海域	供用後の滑走路周辺の海域において、移植対象種の生息状況が著しく変化した場合には、その時点の状況に応じ、対応を検討します。